

# 介護・福祉ネットみやぎ速報

発行者 NPO 法人介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ  
責任者 渡辺 淳子

☎ 022-276-5202

022-276-5205



## ☆情報提供 第1弾☆

通所系サービス等と短期入所系サービスの新型コロナウイルス

感染症対応を評価した臨時的な介護報酬上乘せの特例について

令和2年6月1日厚生労働省より『新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）』（介護保険最新情報 vol. 842）が発出されました。この事務連絡において、厚生労働省は、通所系サービス等と短期入所系サービスの新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を評価し、特例（上乘せ）の介護報酬を臨時的に算定することを可能にしました。

しかし、介護現場からは仕組みが分かりにくいことや、利用者・ケアマネジャー等への説明責任を十分に果たしていない政府の対応に批判や混乱が生じています。

介護福祉ネットみやぎでは、会員団体の介護事業所から聞き取り調査を行い現場の実態について把握しました。

今回の新型コロナウイルス感染症に伴う特例取り扱いによる介護報酬の算定内容や介護現場の実態について詳しく記載いたしましたのでご一読ください。（後掲）

### 通所系サービス等と短期入所系サービスのコロナ対応を評価した臨時的な介護報酬上乗せの特例について

『新型コロナウイルス感染症に係る 介護サービス事業所の人員基準等 の臨時的な取扱いについて(第 12 報)』(事務連絡)が、6月1日 厚生労働省から示されました。この事務連絡において、厚生労働省は、通所系サービス等と短期入所系サービスの新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を評価し、特例(上乗せ)の介護報酬を臨時的に算定することを可能にしました。

○通所系サービス事業所の算定内容(全国老人福祉施設協議会 JS-Weekly 号外より一部抜粋)

■通所系サービス事業所(通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所 介護、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護)が提供するサービスにおいては、一定のルールに基づき算出された回数分について、実際に提供したサービス時間区分よりも2ランク上の区分に対応した報酬を算定する取扱いが可能となります。

■期間 2020年 6月サービス提供分から適用し、終了日は未定です。

■利用者負担 介護報酬の上乗せなので、利用者には1割から3割(収入により変わる)の負担増が生じます。

■利用者への事前の同意

- ・サービス提供前に説明して同意を得ることが望ましいが、難しい場合は報酬の請求前までに得られていれば差し支えないとしています。(事業所内で同意を得られた人と、得られない人が混在する可能性があります。)
- ・通所介護事業所、居宅介護支援事業所、どちらが同意を得ても差し支えないとしています。
- ・必ずしも書面(署名捺印)による同意を得る必要はないが、説明者の氏名、説明内容、同意を得た日時、同意した者の氏名を記録しておくこととしています。

■複数のサービス事業所を利用した場合

それぞれの事業所で算定できます。

■ケアマネジャーとの連携

介護報酬の上乗せを実施するにあたって、ケアマネジャーとの連携を図ることが求められています。通所介護計画書と居宅サービス計画におけるサービス提供回数等との整合性を図ることも、求められています。

#### 例) 通所介護(通常規模型・要介護3)の場合

○報酬区分を、「2時間以上3時間未満」～「4時間以上～5時間未満」のA群、「5時間以上～6時間未満」～「延長時(13時間以上14時間未満)」のB群に2分。

A群	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数
	2時間以上3時間未満	347単位
	3時間以上4時間未満	472単位
	4時間以上5時間未満	495単位



サービス提供回数のうち、月1回まで2区分上位の報酬区分を算定可能。

B群	居宅サービス計画上の報酬区分	単位数
	5時間以上6時間未満	765単位
	6時間以上7時間未満	784単位
	7時間以上8時間未満	887単位
	8時間以上9時間未満	902単位
	延長加算(9時間以上10時間未満)	952単位
	延長加算(10時間以上11時間未満)	1,002単位
	延長加算(11時間以上12時間未満)	1,052単位
	延長加算(12時間以上13時間未満)	1,102単位
	延長加算(13時間以上14時間未満)	1,152単位



1ヶ月のサービス提供回数を3で除した数(端数切上げ)と4回を比較し、少ない方の数について2区分上位の報酬区分にて算定可能。

※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

※ 訪問によるサービス提供(居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合)、電話による安否確認(利用者の意向等を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合)は、本取扱いの対象外とし、サービス提供回数に含まない。

例えば通常規模型通所介護で要介護3の人が、「6-7時間のサービス」を月10回利用していた場合は、月4回分の上位区分を算定することができ、利用者負担割合が1割の場合、1ヶ月約472円の増加となり、9割の4,248円が税金や保険料で賄われます。

**〇この特例に介護・福祉ネットみやぎの会員団体のケアマネジャーから下記のご意見をいただきました。**

### **意見**

- ・利用者の立場の弱い方々からこれ以上お金を負担させるのはおかしい。
- ・コロナで国は補正予算10兆円？を用意したのだから、そこから出すべきだ。
- ・限度枠で利用している利用者も負担するのはおかしい。
- ・短期入所生活介護利用なのに、緊急短期入所受入加算を適用するのはおかしい。

**〇介護福祉ネットみやぎの事務局が、事業所の対応を聞き取りました。**

#### **(1)A 法人(居宅介護事業所)**

- ・ショートステイ事業所から加算要件について言われ、利用者に説明し同意をもらっている。同意をもらえない利用者については事業所に事情を説明した。
- ・限度枠いっぱい利用し、自費を払っている利用者については事業所に話したら、加算はとらないと了承してもらった。
- ・利用者にコロナ感染予防対策をしているからと言ったら同意せざるをえない。利用者からとるのはおかしい。
- ・看取りの利用者がいたので、マスク、フェイスガードも用意して支援した。その費用は自己負担でどこにも請求できない。

#### **(2)B 法人**

- ・加算をとるといふ事業所があり、検討している。

#### **(3)C 法人**

- ・現在、通所では加算請求について考えていない。
- ・利用者に負担させるのではなく、事業所に利用者的人数に対してコロナ対策手当を出してほしい。
- ・助け合い事業については、何も補助金が出ない。全部自費で活動している。外出自粛期間には、利用者宅を家庭訪問し安否確認をした。公的な生活支援をしてほしい。

**〇新型コロナウイルス感染症への対応に関する要望書(一部抜粋)**

2020年5月18日介護・福祉ネットみやぎが政府へ提出

要望2 濃厚接触者や感染リスクが高い高齢者を支える介護職員への臨時手当の支給や、感染症予防徹底のために負担が増えている介護事業所へ早急に介護報酬を引き上げるなど経済的支援を行うこと

コロナ禍で、介護事業所は多大な影響をうけました。デイサービス等とショートステイサービスは、利用控えとともに、ソーシャルディスタンスを保つために利用者を制限したり、自主的に休業したところもあり、特に影響が大きく、経済的支援が必要になっています。

厚生労働省は、臨時的にデイサービス等とショートステイサービスの報酬に上乘せできることを決めました。仕組みがわかりにくいことや、利用者・ケアマネジャー等への説明責任を十分に果たしていない政府の対応等が現場からの批判や、混乱に繋がっています。利用者によっては区分支給限度額を超える場合もあります。同意を得られない人いるでしょう。事業者によっては、区分支給限度額を超える利用者に、上乘せをしないような配慮をしているところもあります。

国のコロナ対策の第2次補正予算の予備費は10兆円に上ります。本来なら利用者負担分をここから出すこともできるはずですが。

一方、第2次補正予算では、介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に対する「慰労金」5万

円の支給や、事業所の感染症対策へのかかり増した費用の支給も決定しています。

次期報酬改定の検討も始まっています。介護・福祉ネットでは、情報提供と、よりよい介護保険制度にするための活動をすすめていきます。